

令和3年度あなたの声まとめ (FAX・Eメール含む)

令和3年8月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
780	8/3	投書	要望	<p>蛍光灯と電池の収集日を増やしてほしい</p>	<p>有害ごみの乾電池収集日（年2回）および蛍光管収集日（年2回）は、排出量を鑑み現状に至っています。今後、蛍光管はLED化に伴い生産量も減少していきますので、収集日の増加については難しいと判断しています。乾電池も年2回の収集日にまとめて排出していただきますようお願いいたします。また、収集日が年2回で足りない人は、市役所等に持込いただければ受け取りらせていただいています。</p>	廃棄物対策課
781	8/6	メール	要望	<p>昨日子供が市民プールに行ったが、プールサイドを裸足で歩いていたら、両足の裏を火傷してしまい、水ぶくれになってしまった。</p> <p>何度も水をまいていたとの事ですが、対処しきれず、危険だと思う。年々暑くなっており、プールサイドでの履き物禁止はそぐわなくなっているのではないかと。</p>	<p>履物を施設内に持ち込んで利用される場合、鋭利なガラス片や不衛生な汚れがプール施設内に持ち込まれる可能性があることから、従来まではご遠慮いただいていた。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり近年の酷暑にともない足元のコンクリートタイルの熱による影響もあり、市としても施設職員の手により頻繁に水をまいて対応するよう心掛けておりましたが、それでも対応しきれないこともあり、何らかの対応を検討しています。今年度はビーチサンダル等を十分洗浄していただき清潔に保たれていることを確認させていただければ、使用できるように一部対応させていただきましたが、来年度に向けより良い利用環境となるよう、引き続き検討していきます。</p>	スポーツ振興・国体推進室
782	8/13	メール	要望	<p>コロナワクチン接種に関して、中学生の子供にも接種券はいただいた。しかし、夏休み中は予約がもうできない</p>	<p>現在9月15日以降の予約については、予約状況やワクチンの供給量を見ながら適宜予約枠を設けていく予定です。</p> <p>副反応が出た際の学校のお休みは公休扱いになるので欠席扱いには</p>	コロナワクチン推進課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>状態。9月以降での接種を考えているが、副作用が起きた場合の学校の対応（欠席扱いになるかなど）も不明なので、示していただきたい。また、桑名市は職域接種に積極的で、大変助かっている。ワクチン接種によって、重症化を防ぐ効果があるのであれば、希望者だけでも学校で接種する、学生対象の集団接種など考えていただくと非常に有難い。</p>	<p>ならないと伺っておりますが改めて学校にご確認ください。</p> <p>なお、桑名市では学生対象の集団接種はしておりませんので通常のウェブ予約をご利用いただきますようお願いいたします。</p>	
783	8/18	メール	質問	<p>昨日、地下一階の市民相談室を訪問した際に、地下一階の多目的トイレを利用しようとしたところ、利用者がいて塞がっていたので待っていたが、30代で見るからに健常者で職員とおぼしき男性が出てきた。私は体が不自由なので多目的トイレ以外で用をたすことが困難。市民相談が終わって、帰るときにまた多目的トイレを利用しようとしたところ、また職員と思しき男性が出てきた。職員の中にも体が不自由な方はいるので職員は使用する</p>	<p>先日、市役所地下1階の多目的トイレをご利用された際に、職員らしき者が使用中で塞がっていたとのことで、ご不便をお掛けしましたことにお詫び申し上げます。</p> <p>多目的トイレは、体が不自由な方、高齢者、小さな子ども連れ、オストメイト（人工肛門等保有者）の方などに優先して使用していただくため、1階および地下1階に設置しておりますが、一般市民や職員についてもやむを得ず使用させていただく場合がございます。</p> <p>職員に対しては、多目的トイレの目的について、改めて周知させていただきますのでよろしくようお願いいたします。</p>	総務課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>などは言わないが、多目的トイレは誰でも使用できるとはいいつつも、多目的トイレしか利用できない身障者などを優先されるべき。庁内でどのように徹底しているのか。</p>		
784	8/20	メール	要望	<p>幼稚園、小中学校、高校9月から休校お願いする。同じ子育て世代の親でまだワクチン打てていなくて不安な方がたくさん周りにいる。休校になった時の為にiPadを準備してしたのではないのか。桑名市で多数のコロナ陽性者、重症者がこれからたくさん出ている。</p>	<p>この度はコロナ禍における小中学校の運営について、引き続きご心配をおかけしております。</p> <p>9月1、2日の分散登校は、3日以降の家庭学習を実施する上で必要最低限の指導を行うために、感染拡大防止に配慮した上で実施いたします。</p> <p>但し、家庭のご事情や感染不安等に伴い、登校が難しい場合は、ポスティングや電話による対応も可能ですので、在籍小中学校へご相談いただければと思います。</p>	学校支援課
785	8/21	メール	要望	<p>下の子の通う保育所でお盆明けにコロナ陽性者が出た。これが市内の全小中学校で起こらないと言えるか。子供の医療体制確保はもちろん、親の予防接種も終了せずに新学期スタートし、他県であった新生児死亡みたいな残酷な人災があってはならないと思う。どうか早急に夏休み延長の対応をお願いします。</p>	<p>市では、夏休み後の市立小中学校の授業について、9月3日～12日は原則登校を控え、タブレット端末を利用したオンラインの遠隔授業等を取り入れた家庭学習を行うことといたしました。</p> <p>全市的かつ子どもの感染が増えている状況を重く受け止めた上での措置でございます。なお、9月1、2日は、3日以降の家庭学習を実施する上で必要最低限の指導を行うための分散登校を実施いたします。</p> <p>また、公立幼稚園につきましては、9月1日～10日の間臨時休園とさせていただきます。</p>	学校支援課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
786	8/21	メール	要望	市内小中学校の休校(もしくは分散登校)を強く要望する。県立高校はそのような対応、桑名も感染拡大中、子供から家族にうつる可能性、色々難しい面もあるが市長および行政の強いリーダーシップを望む。去年の年度始めはできた事。このままでは桑名の医療崩壊が心配。	市では、夏休み後の市立小中学校の授業について、9月3日～12日は原則登校を控え、タブレット端末を利用したオンラインの遠隔授業等を取り入れた家庭学習を行うことといたしました。 全市的かつ子どもの感染が増えている状況を重く受け止めた上での措置でございます。なお、9月1、2日は、3日以降の家庭学習を実施する上で必要最低限の指導を行うための分散登校を実施いたします。 また、公立幼稚園につきましては、9月1日～10日の間臨時休園とさせていただきます	学校支援課
787	8/26	メール	意見	今回の緊急事態宣言で、小中学校はリモートなど対策はあるが、幼稚園はなにもない。できれば、幼稚園も休みにしてほしい。 仕事などのやむ得ない人だけ預かり保育というかたちにしてほしい。 10歳未満の感染も増えているので、とてもこわい。	この度はコロナ禍における幼稚園の運営について、たいへんご心配をおかけしております。 市の所管する公立幼稚園につきましては、9月1日～10日の間臨時休園とさせていただきます。 保護者の方のお仕事等でどうしてもご都合がつかないご家庭のお子様については、休園期間の間、預かり保育を実施します。 なお、私立幼稚園等につきましては、設置者による各園の判断となりますことを申し添えます。	学校支援課
788	8/30	メール	要望	1週間ぐらい前から、朝夕の日に2回、物を燃やす臭いがする。野焼きは法律で禁止されているはずだが、市として対応していただくことは可能か。その場合、畑なども対象になるのか。また、どのような対応をしてもらえる	野焼きの件ですが、特定の基準を満たした焼却機以外での償却行為は原則禁止されていますが、農業・林業等従事者による事業を営むためにやむ得ない焼却は周囲の了解が有る場合に限り適用除外とされています。指導等につきましては焼却行為を行っている現場を確認出来てからの対応となります、お手数をおかけしますが焼却行為を行っている時に環境対策課(24-1183)まで連絡して下さい。連絡を頂いた後に当課職員が現場へ向	環境対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>のか。</p> <p>【市の回答に対して】</p> <p>1. 「焼却行為を行なっている時」とあるが、焼却行為を行なっているかこちらでは確認したことがないため、臭いが感じられる時でもいいということか。</p> <p>2. 焼却行為は市役所始業時刻より前に始まっている。午前6時すぎには臭いを感じた。この場合、連絡し、出動していただく頃には行為が終わっている可能性が高い。</p> <p>3. 「農業・林業等従事者による事業を営むためにやむを得ない焼却」とは、誰が判断するのか。</p> <p>また、周囲の了解とは、近隣住民ということか。その場合、当方も含まれると解してよろしいか。</p> <p>4. どなたに連絡すればよいかわからないので担当者を教えてほしい。</p>	<p>かい確認しますが、到着時に消火されているなど焼却行為が確認できない場合は指導等ができません。尚、現場確認出来てからの対応としているのは場所及び行為者を正確に特定することにより、行為の否認を防止するためです。</p> <p>【再度の問い合わせに対しての回答】</p> <p>1. 焼却行為が確認できなくても、臭いを感じたときにご連絡いただければ現地を確認させていただきます。ただし、焼却行為が確認できなかった場合は、指導（注意）することはできません。</p> <p>2. 時間外での対応もさせていただきます。なお、本事案は基本的に市民間での問題ですので、市の対応には限界がありますことを申し添えいたします。また、解決方法の一つとして、地元自治会に相談されるのも良いかと思います。</p> <p>3. 農業・林業で生計をたてている人で、業務に関する行為が対象となります。ただし、周囲（周辺住民）の承諾は必要となります。</p> <p>4. 「野焼き」専門の担当職員はいませんが、課として対応いたします。</p>	